

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）」 に対する意見

第1章 家電リサイクル制度の現状

2. 家電リサイクル制度に係るこれまでの主な成果と取組

(1) 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた取組

②適正なリユースの促進

意見：リユースの促進に対する調査が小売業者のみというのは大きな情報の損失ではないでしょうか。小売業者 21 社のみの情報では、リユースに対する意識、関心があまりないと捉えかねません。市町村や消費者、地域に根差した修理業者など幅広く調査し、その結果を十分に精査し、評価・検討のための情報とすべきです。

2050年カーボンニュートラルに向けて、資源循環、地上資源の有効利用など益々、製品の長期使用のしくみを社会実装していく必要があります。次回の評価・検討ではリユースの促進とリユース品に対する消費者意識など国内に留まらず海外の各主体の情報も得て、議論に活かす必要があります。

第2章 家電リサイクル制度における課題・論点

7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

意見：評価・検討で出された意見に対して内容が非常に簡素となっており、内容の修正を求めます。特にサーキュラーエコノミー、カーボンニュートラルを取り上げているにも関わらず、それに資するリユースが漏れているのは評価・検討における失誤といえます。これは、意図的にそうしたのではないかとさえ思えなくもありません。サーキュラーエコノミーをリサイクルに偏らせることなく、特に大塚委員が述べていた「修理する権利」、鬼沢委員の「修理の充実」は報告書に掲載すべきです。なお、【終わりに】で記載されているだけでは議論の意図が反映されておらず不十分です。

リユースを促進することは地球温暖化、気候変動対策において有効な手段であるにも関わらず、十分な検討ができていないこと、さらには国が循環経済への移行を打ち出す中で具体的な施策として取り上げていないことは本評価・検討における損失といえます。

第39回議事録 大塚委員意見、小早川補佐回答、吉田説明員回答

第40回議事録 鬼沢委員意見

第41回議事録 三嶋委員意見（代理 吉田氏）

第43回議事録 大塚委員意見

第3章 課題解決に向けた具体的な施策

7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて

意見：第2章の「7. サーキュラーエコノミーと再商品化率・カーボンニュートラルについて」に対する意見と被るところもありますが、多くの委員から出された「リユース」「修理する権利」「修理の充実」が具体的な施策として本報告書に記載されていないのは問題です。委員の発言の趣旨を汲み取り、具体的な施策にすべきです。また本案では「国は、適正な仕分けに基づくリユースの促進（以下略）」を具体的な施策に取り上げており、消費者が家電4品目の買い替えの際に直ちに家電リサイクル券を発行するのではなく、再使用（リユース）の判断を使用年数、家電の状態、部品交換に基づく再使用の可能性、内外のリユース市場、製品の価値、製品のLCA評価等を考慮するなど、柔軟な検討を実施していくべきです。また、家電リサイクル券を発行した場合でも、自動車リサイクル法のリサイクル預託金と類似したしくみを整え、リサイクル券を発行後回収した家電4品目を選別し、状態に応じて部品交換等を行うなど社会情勢に合わせた循環経済の体制の構築を考えていくべきです。製品を長く使うことをあたりまえの社会にする。選別、整備された製品はリファービッシュ製品として、国の調達品はもとより、困窮世帯支援、学生支援、災害者支援など幅広い需要を想定し、国内外に流通させることはサーキュラーエコノミー、カーボンニュートラルに大いに資すると考えます。

評価・検討で出された意見は、EUの政策「Circular Economy Action Plan」を俯瞰し、製品を長く使うことにおける地下資源開発の抑制、地上資源の循環、修理や修繕することはSDGs目標達成に資するとともに、古来日本に根付いていた、モノを大事にする文化の復興を喚起するものでした。法の執行として適正なリサイクルに力をいれることはもちろんですが、その一方で世界の流れは廃棄物にしない全方位の取り組みが求められています。特に製造事業者、地域に根差した修理事業者、消費者、市町村が協調するしくみを整える必要があります。また、第1章の2の(1)の「⑤適正なリユースの促進」にあるようにリユースに取り組む事業者が少ないことが事実であれば、国はもっと危機意識を持つ必要があります。国は、リユースの促進として、リユースとリサイクルを仕分ける基準の作成有無以外に静脈産業全体で循環経済に向けた施策を講じていく必要があります。また、これから設計する製品に対してのみサーキュラーエコノミーを論じるのではなく、すでに流通している製品から社会を変えていく取り組みが必要です。製品を長く使うことを規定している循環型社会形成推進基本法を遵守することは、日本のもったいない文化の復興となることは間違いありません。

第1章 家電リサイクル制度の現状

2. 家電リサイクル制度に係るこれまでの主な成果と取組

(1) 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた取組

③再商品化等料金の透明化及び低減化

意見：徴収された再商品化等料金の使用の内訳の細分化はもちろんですが、消費者に分かりやすく伝えることが重要です。再商品化等料金を負担している消費者が、図表9で示す再商品化等料

金の引き下げられた料金、さらには RKC が発行する「リサイクル料金一覧表（2022 年 4 月版）」に記載されている費用にもとづき徴収された再商品化等料金の使途について、図表 8 の内訳では理解が得られるのは難しいと言えます。報告書案では、消費者の理解のより一層の促進と透明化を進めると記載されていますが、数字を細分化したものの評価が少ないために、より分からなくなった感は否めません。図表 8 では製造事業者等上位 7 社の費用内訳が示されていますが、これは全体とすべきです。また、家電 4 品目の各品目ごと、A、B グループごとなど再商品化等料金の使途の精査をあらゆる角度から実施すべきでした。一方、図表 8 の費用内訳において、処理にかかった直接の費用と管理にかかった費用がどのくらいだったのかをもっと分かりやすく示して欲しいと思います。図表 9 が示す収支がマイナスになった理由とその原因が見えてきません。単純に間接費としての製造業者等運営費より、RKC リサイクルセンターの費用が大きいことが起因しているように見えます。再商品化等料金の全徴収金額と家電単位、処理直接費用、RKC やシステム運営、処理技術開発などの間接費用など簡略した数値も加えるなど分かりやすくし、また、再商品化等料金の使途の構成比を加えるなど、消費者の負担と使途の実態を伝えるようにすべきです。将来的には、リサイクル料金の消費者負担をなくしても、製造事業者の動脈産業と資源リサイクルの静脈産業の協調による市場経済の育成を図っていくべきです。

図表 9 が示す料金の引き下げにあたって、本法の趣旨にある市場競争がどのように機能して料金の引き下げとなったのか分かりません。また、消費者負担において、効率的な処理、環境保全等を目指していくうえで、A、B 2 つのグループの適切な市場競争が実現しているのかさえ分かりません。「リサイクル料金一覧表（2022 年 4 月版）」の料金では市場競争が働いているとは言えないのではないのでしょうか。評価・検討においては、消費者の費用負担を義務としていることから生じる、料金の管理の実態や使途のあり方、不法投棄の因果関係の適時実態の把握等を精査し、消費者へ分かりやすく伝えて欲しいと思います。さらに、徹底した資源循環と環境保全の観点から拡大生産者責任のより一層の充実と追求を図って欲しいと思います。